

いすみ市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月3日

いすみ市長 小 路 正 和

いすみ市規則第41号

いすみ市財務規則の一部を改正する規則

いすみ市財務規則（平成17年いすみ市規則第43号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）<u>第173条の7</u>の規定により、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、市の財務に関して必要な事項を定め、もって公正、かつ、確実に財務に関する事務を処理することを目的とする。 （職員の指定） 第300条 法第243条の2の9第1項後段の規定による事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。 （1）～（3） （略） （事故の報告） 第301条 （略） 2 各課長は、前項の規定による届出があったとき、若しくは自ら前項に規定する事実を発見したとき、又は法第243条の2の9第1項後段に規定する職員が法令の規定に違反して行為をしたこと若しくは怠ったことにより市に損害を与えたと認められるときは、そのてん末を調査し、事故報告書を付して財政課長に提出するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。 （賠償命令） 第302条 市長は、法第243条の2の9第3項の規定による監査委員の賠償額の決定があったときは、当該決定の日から30日以内に当該職員に対し、賠償額、賠償の方法及び支払の期限を定め文書をもって賠償を命ずるものとする。	（目的） 第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）<u>第173条の6</u>の規定により、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるものを除くほか、市の財務に関して必要な事項を定め、もって公正、かつ、確実に財務に関する事務を処理することを目的とする。 （職員の指定） 第300条 法第243条の2の8第1項後段の規定による事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。 （1）～（3） （略） （事故の報告） 第301条 （略） 2 各課長は、前項の規定による届出があったとき、若しくは自ら前項に規定する事実を発見したとき、又は法第243条の2の8第1項後段に規定する職員が法令の規定に違反して行為をしたこと若しくは怠ったことにより市に損害を与えたと認められるときは、そのてん末を調査し、事故報告書を付して財政課長に提出するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。 （賠償命令） 第302条 市長は、法第243条の2の8第3項の規定による監査委員の賠償額の決定があったときは、当該決定の日から30日以内に当該職員に対し、賠償額、賠償の方法及び支払の期限を定め文書をもって賠償を命ずるものとする。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。